

第5章 業務継続のための執行環境の整備

■執行環境の整備と主な課題

非常時優先業務を遂行するために必要な執行環境の整備に伴う主な課題と主な対策の方向性は、次のとおり

<主な課題と対策の方向性>

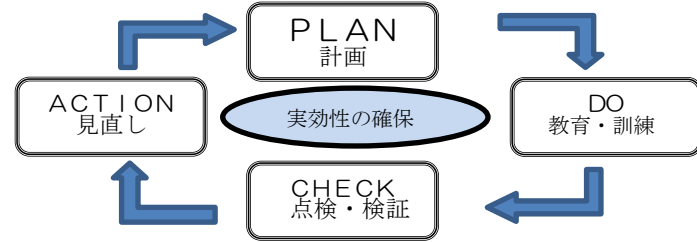
項目	主な課題	主な対策の方向性
区施設	○長時間停電や断水等への対応 ○現状の能力で行政サービスに支障を生じない対応	○非常用自家発電設備以外の電力供給方法の検討 ○電力を使用する機器の利用制限、窓口の集約化（一部閉鎖）など、災害時における庁舎利用のルール化
情報連絡手段	○災害時に活用可能な情報通信手段の多様化	○SNS等の情報通信手段活用の検討 ○災害時優先携帯電話の機能の充実。 ○停電時に備えた携帯電話等の充電機能の確保
重要な行政データの保全	○業務の継続に必要な情報システムの稼働維持及び復旧対策の策定	○情報システムのバックアップの構築 ○無線技術の活用も視野に入れた庁外施設との通信網の冗長化 ○データセンターやクラウドサービスの活用
資器材等の確保	○非常時優先業務を遂行するための資器材等の充実	○防護衣、防災服予備、医薬品等、不足する資器材の調達と備蓄 ○災害時相互応援協定等に基づく物資受給の具体的手続きの確立
現金支出	○区及び金融機関のシステムが稼働しない場合の対応	○現金支出ができる限り発生しない仕組みの検討

第6章 実効性確保のための取組

■業務継続マネジメント（BCM）の推進

本計画は、災害時における区の業務継続計画の基本的な考え方を示すものであり、非常時優先業務を効果的に遂行するため、目黒区業務継続計画策定調整等会議を検討組織として、全庁的にマネジメントサイクルを活用した継続的改善に取り組む。

- 職員に対する教育・訓練
- 計画の点検・検証・見直し
- 地域防災計画の見直し
- 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル整備
- 災害対策本部各部の行動マニュアルの見直し



■協定締結事業者・団体等からの応援受入れ

- 協定に基づく応援要請窓口の一本化
- 応援受入に係る考え方や手順等、応援・受援態勢の整理
- 民間事業者等への業務継続計画策定の働きかけ。

災害対策本部等の主要な非常時優先業務（発災後～24時間以内に開始を目標としている業務）

区分	業務開始目標時間	災害対策本部		災害総務部	
		災対対策業務	通常業務	災対対策業務	通常業務
A 発災後、24時間以内までに業務開始を目標としている業務	発災～3時間までの間	○災害対策本部の設置 ○各災対部等からの被害状況、災害状況の集約と情報共有 ○職員の安否確認情報と参集状況の把握	○危機管理対応用資機材の整備	○総合庁舎の施設保全、ライフラインの復旧、来庁者の誘導、 ○中目黒スクエアの来庁者の安全確保と被害状況等の確認 ○車両等輸送機関の調達	
	発災～12時間までの間	○防災関係行政機関等との連絡 ○災害時協定締結団体との連絡、応援要請		○補完避難所の開設 ○帰宅困難者対応 ○災害対策に係る物資調達・支援	○集中管理車の運行管理
	発災～24時間までの間	○国機関、都知事その他防災関係行政機関との協議、交渉、要請等 ○備蓄物資の管理、各避難所への物資輸送手配の指示		○他自治体の応援職員受入準備 ○本部職員の服務・健康管理	
区分	業務開始目標時間	災対協力部			
		災害対策業務	通常業務		
A 発災後、24時間	発災～3時間までの間	○区議会災害等対策会議との連絡調整 ○各災対部への応援体制の準備			

各災対部の主要な非常時優先業務（発災後～24時間以内に開始を目標としている業務）

区分	業務開始目標時間	災対企画経営部 災対区有施設プロジェクト部		災対区民生活部		災対産業経済部		災対文化・スポーツ部		災対健康福祉部	
		災対対策業務	通常業務	災対対策業務	通常業務	災対対策業務	通常業務	災対対策業務	通常業務	災対対策業務	通常業務
A 発災後、24時間以内までに業務開始を目標としている業務	発災～3時間までの間	○災害・被害情報の整理、記録、伝達 ○区民向け災害情報の発信 ○報道機関への情報提供 ○情報システムの被害状況調査		○住区センター等の来庁者の安全確保、被害状況等の確認 ○区内被害の概況調査	○地区サービス事務所等の施設点検	○区民センター施設の来庁者の安全確保 ○所管する施設の被害状況等の確認		○文化ホール、体育施設等の来庁者の安全確保被害状況等の確認		○高齢・障害者施設の来庁者の安全確保、被害状況等の確認 ○民生・児童委員、地域住民組織、居宅介護事業所、地域包括支援センターによる安否確認、介護事業者との連絡調整	
	発災～12時間までの間	○コールセンターの開設、来庁者の相談窓口の運用		○区民等からの災害情報の収集 ○補完避難所(住区センター)の開設 ○帰宅困難者対応 ○住民基本台帳事務調整等		○区民センター内の建物等の施設点検 ○補完避難所の開設		○地域避難所の開設 ○補完避難所の開設 ○帰宅困難者対応		○福祉避難所の開設 ○安否確認チームによる要配慮者の安否確認 ○区備蓄物資の輸送	
	発災～24時間までの間	○現金及び物品の出納事務 ○情報システムの復旧対応	○区民向け災害情報の発信(ホームページ等)	○地域避難所及び給水拠点の給水活動の開始 ○広域避難所への職員の派遣始 ○遺体収容所の開設と職員の配置 ○死亡届の受付・火葬許可事務取扱所の開設	○臨海広域斎場組合との連携協力体制		○外国人支援のための情報提供 ○遺体収容所の開設		○要配慮者の避難と避難所・在宅生活支援 ○福祉系ボランティアへの受け入れ及び派遣	○ボランティア受け入れに伴う社会福祉協議会との連絡調整	
区分	業務開始目標時間	災対健康推進部		災対子育て支援部		災対都市整備部		災対環境清掃部		災対教育部	
		災対対策業務	通常業務	災対対策業務	通常業務	災対対策業務	通常業務	災対対策業務	通常業務	災対対策業務	通常業務
A 発災後、24時間以内までに業務開始を目標としている業務	発災～3時間までの間	○碑文谷保健センター施設の来庁者の安全確保 ○所管する施設の被害状況等の確認 ○緊急医療救護所の開設 ○医薬品、医療資機材の確保		○所管する保育園・学童保育クラブ等の施設利用者の安全確保 ○所管する施設の被害状況等の確認		○道路、橋梁、河川の点検 ○緊急道路障害物除去路線の調査 ○道路等の障害物除去 ○がけ地及び擁壁の点検、緊急措置				○所管する小中学校、社会教育館、図書館等の施設の利用者の安全確保 ○所管する施設の被害状況等の確認開始	
	発災～12時間までの間	○緊急医療救護所の設置に伴う情報共有 ○DMAT受入れ調整 ○緊急医療救護所用の医薬品等の配分調整		○保護者が迎えに来るまでの応急保育対応 ○福祉避難所の開設 ○補完避難所の開設		○区有施設（住宅・駐輪場・公園）の被害状況調査 ○補完避難所の開設		○東京23区清掃一部事務組合との連絡調整 ○ごみ、がれき、し尿、一般廃棄物の収集作業計画の策定 ○電力ひっ迫に伴う計画停電や節電要請の対応		○地域避難所の開設 ○補完避難所の開設 ○帰宅困難者の対応	○見守りメール(学校緊急情報連絡システム)の運用の再開
	発災～24時間までの間					○住家の被害認定調査(一次) ○民間建築物の応急危険度判定調査 ○家屋被害概況・状況調査 ○遺体の収容搬送					